

平成 27 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

平成 22 年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指す」との合意をしました。昨年、北海道地方最低賃金審議会が答申書に初めて、800 円、1,000 円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記がなされました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 27 年度の北海道最低賃金の改正に当たり、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 雇用戦略対話合意に基づき早期に 800 円を確保し、平成 32 年までに全国平均 1,000 円に到達することができるよう、平成 26 年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額 916 円)を下回らないよう、適切な水準を確保すること。
3. 最低賃金引き上げと同時に中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

平成 27 年 6 月 10 日

留 萌 市 議 会

北海道労働局長 羽毛田 守 様